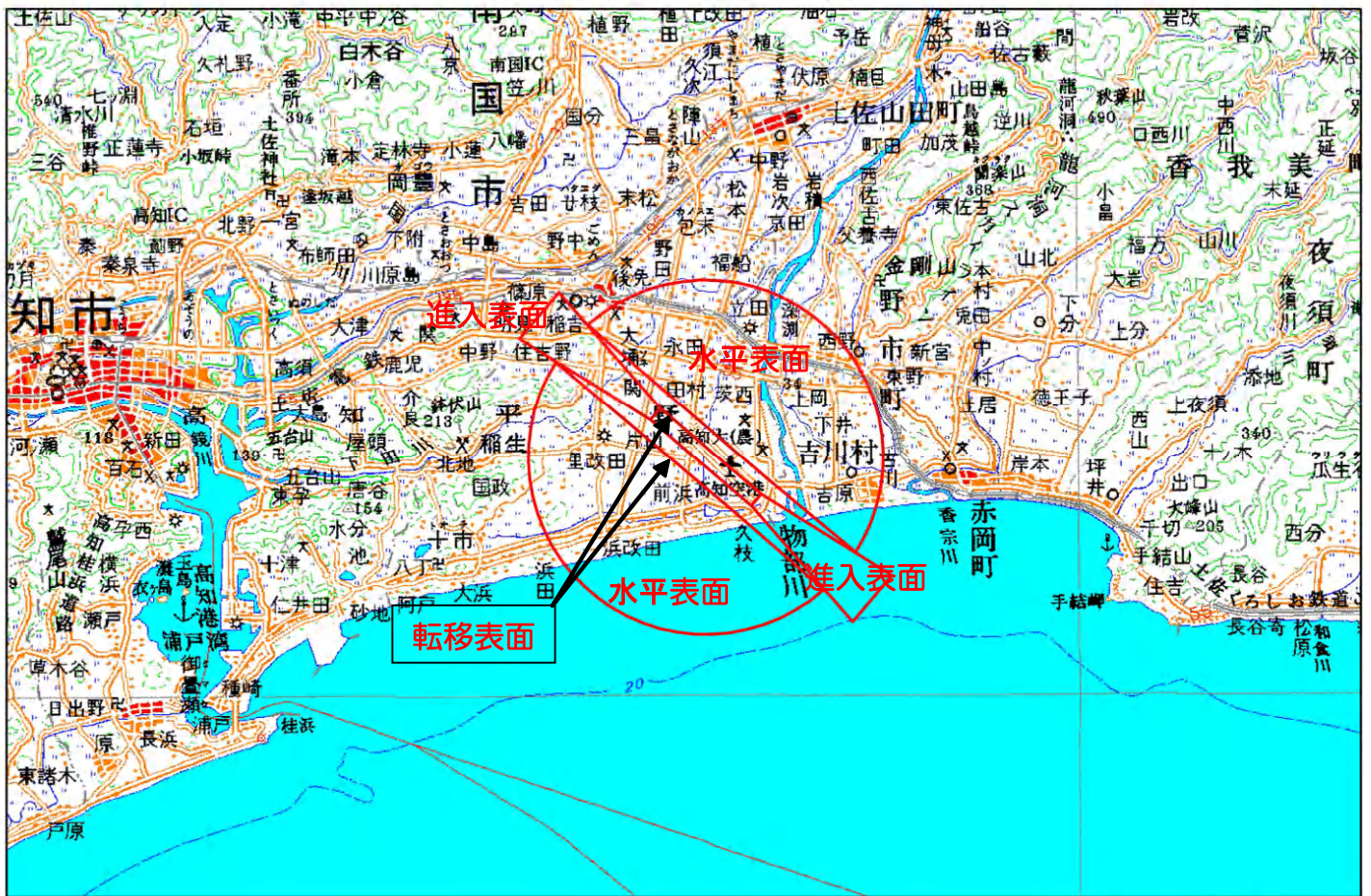


高知空港事務所からのお知らせ

高知空港の制限表面区域図



高知空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(上の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。
(法律:航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に高知空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 高知空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

大阪航空局 高知空港事務所 TEL 088-863-2621

FAX 088-863-2952